

第 2 2 回 軽米町 議会 定例会

平成 3 0 年 3 月 9 日 (金)

午後 2 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

- 日程第 1 議案第 1 号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 3 議案第 3 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 4 議案第 4 号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 5 議案第 5 号 軽米町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 6 議案第 6 号 軽米町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 7 議案第 7 号 生活改善センター設置条例の一部を改正する条例
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 8 議案第 8 号 地区センター設置条例の一部を改正する条例
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 9 議案第 9 号 軽米町監査委員条例
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)

- 日程第 1 0 議案第 1 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を
求めることについて
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付
託)
- 日程第 1 1 議案第 1 1 号 地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めること
について
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付
託)
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度軽米町一般会計補正予算 (第 8 号)
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付
託)
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3
号)
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付
託)
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付
託)
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度軽米町一般会計予算
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付
託)
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度軽米町国民健康保険特別会計予算
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付
託)
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度軽米町下水道事業特別会計予算
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付
託)
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度軽米町介護保険特別会計予算
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付
託)
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付
託)
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 平成 3 0 年度軽米町水道事業会計予算
(平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付

託)

- 日程第 2 1 請願陳情第 1 8 号 岩手県議会選挙区設定の変更について (陳情)
(継続審査:総務教育民生常任委員会付託)
- 日程第 2 2 請願陳情第 2 0 号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー
事業を守る施策推進を求める請願
(総務教育民生常任委員会付託)
- 日程第 2 3 請願陳情第 1 4 号 町道道合線から町道円子大沢線までの道路について、
町道認定をお願いしたい
(継続審査:産業建設常任委員会付託)
- 日程第 2 4 発議案第 1 号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業
を守る施策推進を求める意見書
- 日程第 2 5 発議案第 2 号 軽米町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査
- 日程第 2 7 軽米町議会議員の定数等調査特別委員会の閉会中の継続調査
- 日程第 2 8 議員派遣の件
- 日程第 2 9 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（14名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
11 番	細 谷 地 多 門 君	12 番	古 館 機 智 男 君
13 番	山 本 幸 男 君	14 番	松 浦 求 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	藤 川 敏 彦 君
教 育 長	菅 波 俊 美 君
総 務 課 長	吉 岡 靖 君
税 務 会 計 課 長	小 笠 原 亨 君
町 民 生 活 課 長	川 島 康 夫 君
健 康 福 祉 課 長	於 本 一 則 君
産 業 振 興 課 長	高 田 和 己 君
地 域 整 備 課 長	川 原 木 純 二 君
農 業 委 員 会 会 長	西 館 徳 松 君
監 査 委 員	竹 下 光 雄 君
教 育 次 長	佐 々 木 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 和 己 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	吉 岡 靖 君
健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長	堀 米 豊 樹 君
水 道 事 業 所 長	川 原 木 純 二 君
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 長	平 俊 彦 君
総 務 課 担 当 主 幹	梅 木 勝 彦 君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹	戸 田 沢 光 彦 君
町 民 生 活 課 担 当 主 幹	福 田 浩 司 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹	坂 下 浩 志 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹	大 西 昇 君
産 業 振 興 課 担 当 主 幹	小 林 浩 君

産業振興課担当主幹
地域整備課担当主幹
教育委員会事務局担当主幹

松山 篤 君
江刺家 雅 弘 君
大清水 一 敬 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 長 補 佐
議 会 事 務 局 主 査

佐 藤 暢 芳 君
小 林 千 鶴 子 君
鶴 飼 義 信 君

◎開議の宣告

○議長（松浦 求君） ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で、総務教育民生常任委員長と議会運営委員長から合わせて2件の発議案と、産業建設常任委員長から委員会の閉会中の継続審査の申出書の提出と、軽米町議会議員の定数等調査特別委員会と議会運営委員会及び総務教育民生、産業建設常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第20号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例から日程第20 議案第20号 平成30年度軽米町水道事業会計予算までの20件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第20号までの20件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

平成30年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会委員長、本田秀一君。

〔特別委員長 本田秀一君登壇〕

○特別委員長（本田秀一君） 本定例会におきまして、平成30年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会に付託された案件は、議案第1号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例から議案第20号 平成30年度軽米町水道事業会計予算までの20件でありました。

当委員会は、3月5日から3月9日まで5日間、役場3階会議室において当局の出席のもと提案理由の補足説明を求めて審査が行われ、全ての議案で活発な議論がなされるとともに、慎重な審議がなされました。

中でも議案第15号 平成30年度軽米町一般会計予算についてであります、

軽米町社会福祉協議会が運営する特別養護老人ホームいちい荘建設にかかわる設計業務委託料の入札会の談合情報について資料等を求め、質疑がなされたとともに、軽米町社会福祉協議会への運営補助金の内訳、組織体制のあり方等についての質疑がありました。

また、かるまい交流駅（仮称）整備事業実施設計業務については、契約方法、住民への周知、図書館などの配置、指定管理者に関する事などの質疑がなされました。

資料を約 29 件要求し、各委員から終始活発な議論がなされました。

審査特別委員会に付託された案件についての結果について報告いたします。一部の議案に反対がありましたので、採決は 3 回に分けて行いました。議案第 2 号と議案第 15 号については、賛成多数で可と決し、議案第 1 号と議案第 3 号から議案第 14 号及び議案第 16 号から議案第 20 号までの 18 件については全会一致で可と決しました。

なお、一委員より附帯意見として特別養護老人ホームいちい荘の建設に当たっては、検討委員会を設置し対応して、前に進んでいただきたい旨の意見がありましたことを申し添え、ご報告といたします。

○議長（松浦 求君） 委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

2 番、中村正志君。

〔2 番 中村正志君登壇〕

○2 番（中村正志君） 本定例会における議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対して、反対の立場で討論させていただきます。

議案第 2 号は、機構改革の一環として、これまでの課長を総括課長に、担当主幹を担当課長に改正するものです。機構改革には、これまでも私からも一般質問においてグループ制の見直しを含めた機構改革の必要性を訴えてきました。また、決算審査における監査委員の審査意見としてもグループ制の見直しを含めた課の再編等に努めていただきたいとの指摘がありました。町長は、これらの意見に対してなかなか行動されず、1 年以上の検討期間を要したにもかかわらず、今回の機構改革案は第 1 に課等の再編は行わず、グループを担当に名称がえをする、第 2 にグループ長を廃止して担当課長とする、第 3 として専決規程を見直し、これまでグループ長の権限がなかったものを権限強化するの 3 点です。何が改革なのでしょう。これまでの課等の再編は行わない、ただ単にグループを担当課にかえる、グループ長を

担当課長にかえる、中身が何も変わっていません。権限強化は確かに必要です。しかし、これは、機構改革というより専決規程でいつでも町長決裁で改正が可能なわけです。なぜもっと早く権限強化に取り組めなかったのか理解に苦しみます。グループを担当課にかえるだけでこれまでのグループ制を継続という考え方であるならば、あえて条例改正し、聞きなれない総括課長や担当課長を新設する必要はないと思います。現在のグループ長に権限を与えるために、グループ長に課長級の担当主幹の人事配置をすれば済むことであります。目先での機構改革など、必要性を感じません。これまでの一般質問や監査委員の意見などをどのように受けとめられたのか、理解に苦しみます。もっと提言を真摯に受けとめて、町民サービス向上のためには何が足りないのかを追求してもらいたいものです。

現在のグループがそのまま担当課となりますが、全体の課、室のバランスのとれた人事配置になるのでしょうか、疑問です。グループは5人から8人ぐらいで、課は10人から16人ぐらいが現状のようですが、ただし課と同等の再生可能エネルギー推進室は3人です。当初は、2人でスタートしました。管理職の重要な業務として、部下の業務を把握し、指導監督することがありますが、部下職員が2人の部署と10人以上の部署では、当然課長としての業務の差は誰が見てもわかることではないでしょうか。このような課等のアンバランスの是正をしないで機構改革はあり得ないと思います。

太陽光の推進を重要施策と位置づけ、再生可能エネルギー推進室を設置したわけですが、太陽光の誘致も一段落したのではないのでしょうか。また、売電価格も下がり、今後は新たな太陽光への参入業者は少ないのではないのでしょうか。そのことを踏まえれば、あえて3人の推進室をほかの課と同等に位置づける必要はありません。かえって総務課や産業振興課は、今回の予算審議においても広範囲で、課長は説明が大変だったのではないかと感じております。町長が太陽光を重要施策と位置づけたいなら、例えば町長側近に企画政策課を設置し、再生可能エネルギーや企業誘致のほか、政策企画、商工観光、公聴広報を、また総務課は財政と防災、財産管理などを、そして産業振興課は農政企画や農林畜産振興に絞り、バランスを考慮し、スリム化を図るという考え方があってもいいのではないのでしょうか。今回の機構改革に伴う条例改正は、規則や規定などの改正でできる内容であると思われま

私は、機構改革の必要性は十分に感じておりますが、今回の条例改正による総括課長、担当課長の新設は中身がなく、町民が戸惑うだけのものと思いますので、機構改革を再度検討し直しすることを期待し、議案第2号に反対討論とします。私の反対討論にご賛同いただくことをお願いし、討論を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（松浦 求君） それでは、ほか討論ありませんか。原案賛成。

はい、どうぞ。3番、田村せつ君。

〔3番 田村せつ君登壇〕

○3番（田村せつ君） 私は、全議案に賛成しているものですが、議案第2号に対する反対討論がありましたので、賛成討論をさせていただきます。

議案第2号は、町当局が本年4月1日から施行しようとする機構改革に伴う一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとする条例でございます。今回の機構改革は、職員の定員削減が進む中、多様化する行政ニーズなどに対応するため、平成18年度から導入されたグループ制の長所を生かしながら権限が曖昧とされてきたグループ長を管理者としての担当課長に改め、所要の権限を与えることによって業務のスピードアップを図るとともに、総括課長を設けることによって各課横断的政策機能の向上を図るとともに、職員、業務の管理、マネジメント能力を高めようとするものであります。形だけを見れば、現在の課長が総括課長になり、グループ長が担当課長にかわるだけのように見えますが、新たな体制をとることにより行政サービスは大きく向上するものと大いに期待されるものであります。

また、機構改革については、今回で終結させるのではなく、今後においても将来を見据えながら継続的に検証、見直しを行っていくとの説明を受けているところであり、町当局の常に前進を目指そうとする姿勢は高く評価すべきと思っております。

以上、議案第2号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとする条例について、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） ほかに討論ございませんか。

反対、13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対でありますので、その理由を述べて皆さんのご賛同を得たいと思います。

今回具体的に中身のことより名称の問題に私は大変と関心があります。今までの課長が総括課長として9名、担当課長が18名、合わせて27名の課長が担当するという格好になります。反対の理由の一つは、課長をふやしてどうするのという町民の声が多いと私は感じております。

2点目は、総括課長、担当課長とややこしくて、町民から見てわかりにくい。

以上、2点を挙げて、今回の改正は、私は機構改革の一步にはならないと、そう考えておりますので、皆さんのご賛同をお願いしたい。

○議長（松浦 求君） ほかにございませんか。ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） それでは、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第2号と議案第15号に反対の意思表示をしている議員があるということで、それで採決は3回に分けて行います。

最初に、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。議案第2号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成30年度軽米町一般会計予算を採決します。議案第15号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 賛成多数です。

よって、議案第15号 平成30年度軽米町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例と議案第3号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例から議案第14号 平成29年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）までと議案第16号 平成30年度軽米町国民健康保険特別会計予算から議案第20号 平成30年度軽米町水道事業会計予算までの合わせて18件を一括して採決します。

お諮りします。議案第1号と議案第3号から議案第14号までと議案第16号から議案第20号までの18件に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第1号と議案第3号から議案第14号までと議案第16号から議案第20号までの18件は委員長の報告のとおり原案を可決と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例と議案第3号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例から議案第14号 平成29年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）までと議案第16号 平成30年度軽米町国民健康保険特別会計予算から議案第20号 平成30年度軽米

町水道事業会計予算までの18件は原案のとおり可決されました。

◎請願陳情第18号から請願陳情第14号までの報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第21、請願陳情第18号 岩手県議会選挙区設定の変更について（陳情）から日程第23、請願陳情第14号 町道道合線から町道円子大沢線までの道路について、町道認定をお願いしたいまでの3件を一括して議題とします。

請願陳情第18号と請願陳情第20号の2件について常任委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、松浦満雄君。

〔総務教育民生常任委員長 松浦満雄君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（松浦満雄君） 総務教育民生常任委員会に付託されておりました請願陳情第18号 岩手県議会選挙区設定の変更について（陳情）は、第20回12月定例議会で閉会中の継続審査の申し出をしたものであります。

3月2日、本会議終了後、3階会議室において委員6名の出席のもと慎重審査いたしました。都道府県議会議員の選挙区設定については、公職選挙法第15条により条例で定めることになってはいますが、岩手県議会では平成29年2月定例会で議員定数等検討会議を設置し、これまで10回にわたり次回の一般選挙に向け、議員総定数のほか、選挙区区割りについても調査検討を行い、今年2月に検討結果報告書を発行したところであります。

結論としては、次回の改選までは現行の選挙区とすること。その理由の一つとして、東日本大震災津波からの復興途上で人口動態が定まらない中、選挙区設定を変更することは適当とはいえないことからであります。

なお、検討結果報告書には、次回の議員改選後は早期に検討を進めることについてと記されているところです。

以上のことから、請願陳情第18号 岩手県議会選挙区設定の変更について（陳情）は、総務教育民生常任委員会として不採択と決定したことを報告いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会におきまして総務教育民生常任委員会に付託された案件は、請願陳情第20号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願でございます。

3月2日、本会議終了後、3階会議室において委員6名の出席のもと慎重審査いたしました。ライドシェアは、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するもので、利用者の安全が脅かされること、事業主体は運送に関する責任は一切問われず、問題が起きた場合はドライバーと利用客の当事者間での紛争解

決となるなど、問題点が指摘されています。

また、ライドシェアが全国に進出すれば、タクシー事業の産業基盤が奪われるばかりでなく、路線バスや貨物等を含めた地域公共交通の存立が危機に陥るのは明らかであるとの内容でした。

以上のことから、請願の趣旨を了とし、出席委員全員が採択と決定したことを報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

13番、山本幸男君。原案に反対討論です。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） ただいま総務教育民生常任委員会の委員長の報告は、請願陳情第18号 岩手県議会選挙区設定の変更について（陳情）という陳情書に対する審議の結果は不採択という報告がございました。私たちの選挙区、岩手県議会の選挙区は、九戸郡内では野田村を除く九戸選挙区として洋野、軽米、九戸の3町村で選挙を行っております。今回の陳情は、選挙区を合区して二戸管内の町村と一体となつてしたほうがという陳情でございます。

当町は、行政区を二戸広域圏としてごみの処理や介護、消防等、組合をつくり、共同して効果を上げております。また、観光やイベント、情報交換、歴史的にも結びつきが大きい。選挙区だけが現在はひとり歩きしているという印象が私は強いのであります。合区して、二戸選挙区として県政に参加するほうが私は望ましいと考えております。洋野を加えた久慈選挙区は海のある選挙区、軽米、九戸村を加えた選挙区は緑と山河のある選挙区として記載されます。

以上の理由から、岩手県議会選挙区設定の変更については私は賛成であり、常任委員会の結論には反対でありますので、皆さんのご賛同をお願いしたい。以上です。

○議長（松浦 求君） ほかに討論ありませんか。

反対ですか。2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） 私も不採択に関して反対の立場でお話しさせていただきたいと思っております。

今山本議員より反対討論がありましたので、大方内容については私も同じような考え方です。先ほどの委員長の報告の中では、岩手県議会の状況を報告し、それに倣うというふうな考え方で不採択というふうなお話がありました。では、軽米町の

現状はどうかというふうなことにはちょっと触れていないような感じがしました。私が選挙権を持ったときからは、もう今の現状になっています。はっきり言って、私自身も二戸広域行政圏の中で行動している中において、なぜ選挙だけが九戸郡として洋野町、軽米町、九戸村、かつては山形村が一緒なのかということについては疑問を常に感じておりました。今東日本大震災があって、人口等が定まらないから、いま一度待つというふうなお話がありましたけれども、今議論するよりももっとも前からこのことについては議論すべき事柄ではなかったのかなというふうに私自身感じております。それこそ二戸広域圏になってからもう50年以上経過している。その中において、その辺の県議会は分けられるということについてはうまく行政が進まないのではないのか、また住民の意見が県のほうに反映されないのではないのかというふうに非常に私自身感じております。その辺のところも酌み取っていかなければ、我々考えていかなければならない重要な事項ではないのかなというふうに私考えますので、今回の陳情の趣旨については賛成しますので、委員会の不採択ということに関しては反対の立場として討論をさせていただきます。皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 賛成討論ございませんか。賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） それでは、討論なしと認めます。討論を終わりたいと思います。

これから採決を行います。

採決は、請願陳情第18号と請願陳情第20号を各号ごとに採決します。

請願陳情第18号 岩手県議会選挙区設定の変更について(陳情)を採決します。

お諮りします。請願陳情第18号に対する委員長の報告は不採択とするものです。請願陳情第18号は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 賛成多数です。

よって、請願陳情第18号 岩手県議会選挙区設定の変更について(陳情)は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願陳情第20号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願についてを採決します。

お諮りします。請願陳情第20号に対する委員長の報告は採択とするものです。請願陳情第20号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第20号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシ

一事業を守る施策推進を求める請願は採択とすることに決定しました。

次に、請願陳情第14号について常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、大村税君。

〔産業建設常任委員長 大村 税君登壇〕

○産業建設常任委員長（大村 税君） 冒頭、私ごとでございますが、今歯科の治療中でございますので、大変聞きづらい点があるかと思いますが、ご了承を願ひまして報告をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

産業建設常任委員会に付託されておりました請願陳情第14号の審査結果について報告申し上げます。請願陳情第14号は、昨年9月定例会において当産業建設常任委員会に付託され、継続審査として慎重に審査を行ってまいりました。

9月議会開会中には、議員全員で現地における調査、確認の上、引き続き担当課からの出席の上、協議を行いました。その際の意見としては、陳情路線は途中に墓地があるが、全体としての公共性のある道路として位置づけられていないことが考えられました。そのほか現状において町道認定の要件を満たす条件は少なく、特に条件である幅員4メートルを確保することが困難ではないか。一方では、陳情者の趣旨、思いを酌み取るべきではないか、あるいは当局側の調査結果を待ってから判断してもよいのではないか、町道以外の手法を考えられないのかなどが出されたところであります。

陳情者の意向を再度確認することとし、継続審査としたところであります。

2回目の協議は、定例会閉会中の11月27日に1度常任委員会を開催いたしました。その後の経過についての報告をし、各委員との情報共有を図ったところであります。

12月定例議会の審査では、12月8日午後1時から委員会を開催いたしました。再度担当課からも出席をいただき、町道認定の要件等について再度認識を行うこととともに、当該陳情路線の町道認定の見通しなどについて伺うなどいたしました。町当局へも同様の陳情が提出されていることとしており、審査時点において未回答であるとのことだったので、議会としての判断は町からの回答及び陳情者の意向を再度確認してからでもよいのではないかと意見が多く出されたところであります。

よって、さらに慎重審査していくことで継続審査と決定いたしましたところであります。

今定例会において、3月2日午前11時から庁舎3階会議室で審査を行いました。結論としては、町道認定の要件を満たす状況が少ないことから、町道への認定は難しいとの意見が多く出たところであります。しかしながら、陳情は、地域住民にとっては墓地と通ずる道路として公共性も全くないとは言いがたいところもあるものの、町道認定については不採択といたしました。

附帯意見として、町道認定以外による整備の手法等を当局も含めて検討いただくよう要望申し上げることとしたところであります。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。請願陳情第14号に対する委員長の報告は不採択とするものです。請願陳情第14号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第14号 町道道合線から町道円子大沢線までの道路について、町道認定をお願いしたいについては不採択とすることに決定しました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第24、発議案第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書を議題といたします。

発議案第1号について常任委員長の提案理由の説明を求めます。

総務教育民生常任委員長、松浦満雄君。

〔総務教育民生常任委員長 松浦満雄君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（松浦満雄君） 発議案第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書。

上記の議案を軽米町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出理由ですが、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者がより安全、安心で快適かつ便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、ライドシェアの導入は行わず、タクシー事業の適正化、活性化のための施策を推進することについて、政府関係機関に意見書を提出するものであります。

なお、意見書は、配付してございますので、内容、提出先等の朗読は省略させていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから発議案第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書を採決します。

発議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第25、発議案第2号 軽米町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

発議案第2号について議会運営委員長の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、古舘機智男君。

〔議会運営委員長 古舘機智男君登壇〕

○議会運営委員長（古舘機智男君） 発議案第2号 軽米町議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第109条及び軽米町議会会議規則第14条の規定によって提案をいたしたいと思っております。

この今回の委員会条例の改正は、常任委員会に議会報編集委員会を加えるものです。これまで議会報編集委員会に関しては、軽米町議会報の発行に関する条例に基づき活動を行ってきましたが、平成18年の地方自治法改正でそれまで常任委員には議員1人で1つの委員にしかつくことができませんでしたが、少なくとも1つというふうになり、複数の常任委員会に属することができるようになりました。

これに基づいて、今回議会報編集委員についても常任委員としようとするものであります。それによって、活動に係る公務上の補填等の担保がより強化されます。

また、議会報編集委員を常任委員とすることで、これまでの軽米町議会報の発行に関する条例は廃止し、発行に関する事項については別途規定を設けることで進めてまいりたいと思っております。

なお、条例の新旧対照表は、お手元に配付しておりますので、あわせてご検討をお願いいたします。議員各位の賛同、よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから発議案第2号 軽米町議会委員会条例の一部を改正する条例に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第2号 軽米町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

発議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 軽米町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました議会報編集常任委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

それでは、ここで私から指名をいたしたいと思います。松浦満雄君、茶屋隆君、中村正志君、川原木芳蔵君、田村せつ君、中里宜博君、以上の6名を選任いたしたいと思います。

なお、委員長及び副委員長の選任については、軽米町議会委員会条例第7条第2項により、委員会において互選することになっております。新たに選任された議会報編集常任委員会の委員長、副委員長選任のため、暫時休憩をいたします。

午後 2時49分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（松浦 求君） 再開をいたしたいと思います。

議会報編集常任委員会の委員長及び副委員長が決まった旨の報告がありました。それによりますと、委員長に7番、茶屋隆君、それから副委員長に2番、中村正志君がそれぞれ決まった旨の報告がありましたので、ご報告いたします。

◎産業建設常任委員会の閉会中の継続審査

○議長（松浦 求君） 日程第26、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

産業建設常任委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。産業建設常任委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続審査については、産業建設常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎軽米町議会議員の定数等調査特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（松浦 求君） 次に、日程第27、軽米町議会議員の定数等調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

軽米町議会議員の定数等調査特別委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。軽米町議会議員の定数等調査特別委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、軽米町議会議員の定数等調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（松浦 求君） 日程第28、議員派遣の件を議題といたします。

この議員派遣の件については、軽米町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定することになっております。

お諮りします。お手元に配付してある平成30年度議員派遣一覧表のとおり、平成30年度の議会閉会中における各種会議、議員研修及び調査等に本議会の議員を派遣したいと思います。また、派遣議員については、その都度議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、平成30年度の議会閉会中における各種会議、議員研修等への派遣についてはお手元の平成30年度議員派遣一覧表のとおりとし、派遣議員については、その都度議長が指名することに決定しました。

お諮りします。議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において議員の派遣を決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において議員の派遣をすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦 求君） 日程第29、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会報編集常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会報編集常任委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会報編集常任委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（松浦 求君） ここで、町長から発言されたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第22回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月26日に開会以来、本日までの12日間にわたり開催されたところであります。今定例会には、条例の一部改正に関する議案8件、条例の全部改

正に関する議案 1 件、辺地計画の策定に関する議案 1 件、公の施設の指定管理者の指定に関する議案 1 件、一般会計ほか補正予算に関する議案 3 件、一般会計ほか平成 30 年度当初予算に関する議案 6 件の合わせて 20 件の議案を提案させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心なご審議をいただき、全議案について原案どおりご議決賜りましたことを心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、今定例会におきましては、6 次産業化を初めとする産業振興策や、平成 31 年度に更新を見込む火葬場建設など、各種施策に対しまして終始熱心にご議論いただきました。今後も各種政策が町民の皆さんにとりまして有効なものとなるよう、議員各位を初め、町民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、議員各位のご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等につきましては、今後の町政運営に当たり、十分心して努めてまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦 求君） 会議を閉じます。

これをもって第 22 回軽米町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 2 時 58 分）